

総 則 編

1. 一般事項

- (1) 本基準は、公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）（以下「公住仕」という。）の「総則編1章5節機材」の1.5.2機材の品質等2の(3)の「機材の品質・性能基準（以下「基準」という。）」等について規定するものである。
- (2) 本基準は、公住仕を適用する工事に適用する。
- (3) 本基準は、機材に関する最低限の基準を示したものであり、実際の使用にあたっては、PL法及び各機材に定められた関連法規を遵守するとともに、通常の使用において、安全性、耐久性及び機能性等に支障のないものを使用すること。
- (4) 機材ごとの基準の標準構成は、以下のとおりである。
 - 1) 適用範囲
 - 2) 要求性能
 - 3) その他

2. 品質確認

- (1) 請負者は、本基準に記載された機材の使用にあたっては、使用に先立ち、試験成績書（注）、メーカーの仕様書又はパンフレット等により品質のほか材料、形状、寸法等を確認する。なお、試験成績書、メーカー仕様書等の所定の資料により機材の品質等を確認する場合は、試験結果等を総括した「品質確認報告書（参考様式は巻末参照）」に試験成績書等を添えて監督員に提出する。ただし、公住仕総則編1.5.2機材の品質等2の(3)において、第三者機関の認証等により確認できるものについては品質及び性能を有することを証明する資料の提出は不要とされているので、次の①又は②により、上記の品質確認報告書、試験成績書等の提出を省略することができる。
 - ①「機材の品質・性能基準」において「優良住宅部品評価基準において定める性能等による機材」にあつては、財団法人ベターリビングにおいて同評価基準に適合して優良住宅部品（BL部品）として認定された機材については、当該機材にBLマーク表示が貼付等されていることで確認できる。なお、同財団では、通常、同一の認定基準、評価基準に適合するものとして複数の企業の製品を認定しており、事業者、請負者はその中から選定することができる。
 - ②「機材の品質・性能基準」において「事連協が独自に性能基準を定める機材」にあつては、財団法人ベターリビングの「公共住宅用資機材品質性能評価事業」、財団法人建材試験センターの「機材の品質性能評価」、財団法人日本建築総合試験所の「建設機材品質評価」等の第三者機関が行う評価により確認できるものにあつては、当該評価書により確認することができる。

I. 総則編

る。

- (2) 標準製作図の作成が規定された機材については、メーカーの作成する標準製作図に所定の事項が記載され、かつ、記載事項が基準に適合していることを確認する。

注：試験及び試験成績書

- (1) 機材の性能を確認する試験は、公的機関の試験所、その他これらと同等として監督員の承諾を得た試験所で行う。ただし、試験機関について別に定められている場合は、この限りでない。
- (2) 試験体は、実際に搬入する製品と同一規格（部材仕様・構成・寸法等）のものを使用すること。ただし、次の場合はこの限りでない。
- 1) 各編で試験体について定められている場合
 - 2) 実際に搬入する製品が、試験体と比較して、軽微な付属品のみの変更、表面仕上げのみの変更等要求性能に影響のない範囲での変更の場合
- (3) 試験成績書は以下の内容が記載されていること。
- 1) 試験機関の記名押印があること。
 - 2) 発行日が明記されていること。
 - 3) 根拠基準（年版）が明記されていること。
 - 4) 製造所名、製品名、型式、品番等が明記されていること。
 - 5) 依頼者名が記載されていること。
 - 6) 試験成績及び品質確認に必要な事項が明記されていること。
 - 7) 試験体の材料、構成、寸法等試験体の確認のために必要な事項が記載されていること。
 - 8) 標準製作図の作成が規定された機材の場合は、原則として標準製作図を含むこと。
 - 9) その他各編で定める事項が記載されていること。